

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成28年3月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500554 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500181 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A 社及び B 社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。請求期間について継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、請求者が所持している B 社に係る退職金支給計算書及び複数の従業員の回答から判断すると、請求者が請求期間において、A 社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主からは回答が得られないが、上記 2 社を通じて社会保険事務を担当していた従業員は、「資格喪失日を誤って届け出た。また、昭和 49 年 3 月分の厚生年金保険料は控除していた。」と回答していることから判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、昭和 49 年 3 月の標準報酬月額については、請求者の A 社における同年 2 月の事業所別被保険者名簿の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、A 社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は昭和 49 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間は適用事業所となっていないことが確認できるが、i) 上記の社会保険事務を担当していた従業員は、「合併に伴い従業員全員が異動した。」

と回答している上、同年3月31日に同社で被保険者資格を喪失した8人全員が、同年4月1日にB社において被保険者資格を取得していることが確認できること、ii) A社は、請求期間は法人として登記されていることから、同社は、請求期間も適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、昭和49年3月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、請求期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていくながら、事業主から健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の同年3月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500542 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500180 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 48 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 12 月 15 日

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る記録が無い。

しかし、請求期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、標準賞与額を記録し、保険給付の対象となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、関係資料が保管されておらず、請求に係る賞与の支給等については不明と回答しており、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社は、「最初の賞与が支給されるのは、入社後 9 か月経過後である。入社後 3 か月は試用期間であり、本採用となって 6 か月後という決まりである。」と回答している上、請求期間当時、同社に勤務していた同僚 1 名も、入社後すぐには賞与が支給されなかった旨の陳述をしている。

さらに、請求者から提出のあった、B組合C支店の「当座性貯金取引異動明細表 2」においても、請求期間に係る賞与の振込は確認できない。

このほか、請求者は賞与明細書等を保管しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。